

再生可能エネルギー発電設備に関する税金

所得税（国税）・個人住民税

売電収入は、雑所得または事業所得として申告の対象です。

また、設備を設置する土地を賃貸して収入を得た場合は、不動産所得となります。貸主は不動産支払調書を借主及び税務署に提出し、借主は不動産所得の申告が必要となります。

※申告所得や課税額に応じて計算されるような制度やサービスに影響することがあります。

（国保税、保育料、奨学金、各種補助金・手当など）

固定資産税【償却資産】

法人や個人事業者の再エネ発電設備は償却資産として申告の対象です。個人の場合でも売電行為を継続、反復しておこなう場合で発電出力 10 キロワット以上の設備は、売電事業用の資産ですので申告が必要です。

（固定資産税（償却資産）の特例措置を受けたい場合は申告に合わせて申請してください※）

※再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税（償却資産）の軽減措置

「再生可能エネルギー事業者支援事業補金」を受けて取得された売電しない太陽光発電設備（蓄電装置、変電設備、送電設備を含む）について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、1,000KW未満は課税標準となるべき価格の2/3、1,000KW以上は3/4に軽減する。

固定資産税【土地】

土地は、1月1日現在の現況により固定資産税が課税されます。再エネ発電設備用地の地目は雑種地又は宅地となります。また、その雑種地の評価額は主に宅地に比準した評価となります。

法人税（国税）・法人住民税

法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出し、法人を設立した場合は、県・町に法人異動届を提出してください。毎年、決算2か月後までに法人税・法人住民税の申告と納税が必要です。

お問い合わせ

【個人住民税・法人住民税・固定資産税】

高森町役場税務会計課

TEL0265-35-9413

【国税（所得税・法人税・消費税など）】

飯田税務署

TEL0265-22-1165

太陽光発電設備の売電収入の雑所得と事業所得について

(詳細は国税庁のホームページを確認し、税務署へお問い合わせください)

余剰電力の買取りは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、太陽光発電による電気が太陽光発電設備が設置された施設等において消費された電気を上回る量の発電をした際、その上回る部分が当該施設等に接続されている配電線に逆流し、これを一般電気事業者である電力会社が一定期間買い取るものとされているものです。

余剰電力の売却収入については、それを事業として行っている場合や、他に事業所得がありその付随業務として行っているような場合には事業所得に該当すると考えられますが、給与所得者が太陽光発電設備を家事用資産として使用し、その余剰電力を売却しているような場合には、雑所得に該当します。

(注) 一般家庭で行われる太陽光発電であっても、平成 24 年 7 月以降、一定規模以上の太陽光発電設備により発電が行われる場合には、その送電された電気の全量について電力会社に売却することが可能とされています(全量売電)。

給与所得者がこの全量売電を行っている場合の売電収入も、上記と同様に、それが事業として行われている場合を除き、雑所得に該当すると考えられます。

例えば、電気主任技術者の選任を行っている場合(出力量 50kW 以上の場合)は、一般的に事業所得になると考えられます。

なお、出力量 50kW 未満の場合であっても、次のような一定の管理を行っているときなどは、一般的に事業所得になると考えられます。

- ① 土地の上に設備を設置した場合で当該設備の周囲にフェンス等を設置しているとき
- ② 土地の上に設備を設置した場合で当該設備の周囲の除草や当該設備に係る除雪等を行っているとき
- ③ 建物の上に設備を設置した場合で当該設備に係る除雪等を行っているとき
- ④ 賃借した建物や土地の上に設備を設置したときなど

(注) 自己の建物の上に設備を設置した場合で特段の管理を行っていないときは、雑所得になります。